

稲毛海浜公園検見川地区におけるイベント企画・実施者を募集します ～民間のアイデアによるイベントを千葉市が後援～

千葉市では、本市固有の地域資源である海辺の活性化の取り組みを推進するとともに、いなげの浜と検見川の浜の2つの人工海浜に隣接する稲毛海浜公園において、さらなる賑わい創出や施設リニューアルのための事業を実施しています。

このたび、稲毛海浜公園検見川地区の一部区域において、新たな利活用の可能性を実験的に検証するため、自らのアイデアによるイベントを企画・実施する民間事業者等を募集しますので、お知らせします。

1 募集概要

(1) イベント内容

海辺の立地を活かし、対象区域の賑わい創出や魅力向上に寄与するイベント

(2) 対象区域

稲毛海浜公園検見川地区の一部区域（右図）
（美浜区磯辺2丁目地内）



(3) イベント実施日時

令和3年11月13日～令和4年3月31日の期間中、随時
（複数回実施する場合は1カ月に1回、1回の連続使用は原則3日間まで）
実施可能時間は、原則7：00～20：00（準備・撤収含む）

(4) イベントの実施方法

本募集要項に適合し、市との協議が整ったイベントは、市の後援のもと応募者の主催で実施していただきます。

対象区域は都市公園内のため、都市公園法及び千葉市都市公園条例等の規定が適用され、実施内容に応じて都市公園内行為許可等を受ける必要があります。使用料等が課されます。使用料等の金額は千葉市都市公園条例によります。

(5) 募集期間

令和3年10月1日～令和4年2月16日

(6) 募集件数

各イベント実施日につき1件を先着順で受け付けます。ただし、実施時間、使用箇所、内容により同日の実施が可能と考えられる場合は、この限りではありません。

2 イベント内容に関する主な条件（詳細は別添募集要項のとおり）

- (1) 市民又は公園利用者が広く参加できるものであること。
- (2) 公序良俗に反しないこと。また、他の公園利用者の利用を著しく妨げないこと。
- (3) 騒音や悪臭等により周囲の良好な環境を損なうおそれのないこと。
- (4) 実施後、使用箇所を確実に原状回復できる内容であること。
- (5) 千葉県の実務要請及び業種別ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染防止策を講じていること。

3 応募者の条件

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 応募内容を自ら実施する意思と能力（資格）を有する法人又は団体
- (2) 法人又は団体の代表者及び役員並びに業務に従事する者が千葉県暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

4 応募方法

誓約書（様式1）、企画提案書（様式2）及び収支計画書（様式3）をご記入のうえ、実施希望日の6週間前までに海辺活性化推進課へ電子メールでお申込みください。

5 申込後の流れ

- (1) 申込受付
お申込みのあった日から3開庁日以内に担当からご連絡します。提出書類に不備がない場合は、打合せ日時を調整します。
- (2) 協議・調整
応募内容に基づき、市と応募者で実施に向けた協議・調整を行います。必要に応じて、現地立ち会いを行います。
- (3) 後援承認申請
協議が整ったら、後援承認申請の手続きを行っていただきます。
- (4) 都市公園内行為許可申請等
実施内容に応じて、都市公園内行為許可申請等の手続きを行っていただきます。都市公園使用料等の金額は、千葉県都市公園条例によります。
その他、実施にあたって必要となる関係機関との調整、申請等を行ってください。
- (5) 広報
SNSでの発信等、積極的な広報にご協力ください。
また、市ホームページや現地の掲示板による広報が可能です。希望される場合はご相談ください。
- (6) 実施
応募者の主催でイベントを実施します。なお、応募者には、市が実施する参加者アンケートの配布等にご協力いただきます。（用紙の配布・回収等）
- (7) 実施報告
イベント終了後、実施報告書、収支報告書及び写真をご提出ください。また、イベント主催者としてのアンケートにご回答ください。

6 注意事項

別添募集要項のとおり

7 お申込み・お問い合わせ先

千葉県 都市局 海辺活性化推進課

〒260-0026

千葉県中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター3階

【電話】043-245-5309

【メール】umibe.UR@city.chiba.lg.jp